=	Ξ	ット	、ン目	国際経	圣済会	会議																(1 54	서 함기 기)											
サヽルコトヲ約スヘキコトノ提案ヲ為シタルモ成立セサ	一定期間内現在以上ニ通商障害ノ増加又ハ関税引上ヲ為	第二囬会合ニ際シ各委員ハ予メ政府ノ訓令ヲ受ケ各国ハ	一、去ル十一月会合ノ準備委員会ニ於テ英国委員ハ本委員会	記	ニ合フ様早目ニ御囬電相煩度	リ申越アリ就テハ右事項ニ関シ何分ノ儀次囬委員会迠ニ間	事項ニ付政府ノ御意嚮承知シ度キ趣今般河合津島両委員ヨ	趣ハ嚢ニ往電ヲ以テ申進置キタル処右会議対策トシテ右記	本件準備委員会第二囬会合ハ来ル一月初旬開催ノ予定ナル	経済財政会議準備委員会対策ニ関スル件	外務大臣伯爵 內田 康哉殿	國際聯盟帝國事務局長 澤田. 節藏〔印〕	在壽府	昭和七年十二月四日	機密聯本公第三三八號 (昭和8年1月6日接受)	(付記)		大藏商工ト協議済	モ本邦ニ於テモ為替管理ニ付テ現行資本逃避防止法ヨリモ	こころ こうしょう 長いていたい かいたい たいしょう	ニ於テハ成ル可ク之ニ好意的考慮ヲ加へ度シ	、御来示ノ如キ案ニハ本邦ノ主要利害関係國ガ之ニ参加ス	紫壽府発貴信機密聯本公第三三八號ニ関シ、	第一號 至急	本 省 1月7日後9時0分発	につき請訓	国際経済会議準備委員会における我が方対応	内田外務大臣宛公信機密連本公第三三八号	付 記 昭和七年十二月四日付沢田連盟事務局長より	につき回訓	国際経済会議準備委員会における我が方対応	6 昭和8年1月7日 沢田連盟事務局長宛(電報)	四日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		1 会議開催経緯関係
ニハ反対シテ結局小額紙幣ニ代フルニ銀貨使用ヲ以テス	無カリシモ諸員ノ意向ハ銀ヲ金準備ノ一部ニ加フル考案	四銀問題ニ関シテハ第一囬会合ニ於テ委細論議スルノ時日	何等承知シ置クヘキコトナキヤ	スル事項アル場合ニハ隨時請訓スルコトヽ致度処右ニ付	具体案ニシテ本邦政府又ハ日本銀行ノ直接利害関係ヲ生	想セラル右ニ関シ当方トシテハ主義上之ヲ承認スルモ右	二囬会合ニ於テハ右実行ノ具体案提示セラルヽモノト予	ノ協調機関トシテ主要ノ役目ヲ勤ムルコトヲ期シ居リ第	三通貨安定問題ノ解決ニ関聨シ国際決裁銀行ハ中央銀行間	進ムルコトヽ致度	ニ付テハ此ノ方針ノ下ニ第二囬会合ニ於テ具体的審議ヲ	トシテハ大体英国側ノ意見ヲ支持スルヲ適当ト認メラルヽ	ヘキ処第一囬会合ニ於ケル意見交換ノ経過ニ鑑ミ本邦側	持国側ト英国トノ意見相違ノ奌ニ付更ニ審議ヲ重ネラル	二、第二囬会合ニ於テハ金本位復帰及物價問題ニ付金本位維	垂示相煩度シ	思料セラルヽニ付テハ右ニ関シ予メ帝国政府ノ御意向御	リシカ或ハ本会議ノ劈頭ニ於テ此ノ種提案アルヤ不測ト	(欄外記入)				シ居レドモ將来永久ニ之ニ拘束セラルルガ如キ提案ニハ賛	四銀問題ニ関シテハ本邦ハ現ニ小額紙幣ニ代へ銀貨ヲ使用	キモノナシ	二、及ビ三、御来示ノ方針ニテ差支ナク尚右ノ外特ニ申進スベ	議ナシ	ニ於テハ準備委員會ニ於テ具体的提案ヲ作成スルコトニ異	豫定ニ付キ其ノ含ヲ以テ我方確定的意向ノ発表ヲ留保スル	ニ付テモ今次議會ニ於テ少數ノ引上ヲ為スベキ品目モ有之	易ノ管理ヲ目的トスルモノニアラズ)ナルノミナラズ関税	基ク外國為替ノ管理ヲ爲スヲ主眼トスルモノニシテ直接貿	テ目下準備中(但シ該法案ニ於テハ通貨安定策上ノ必要ニ	今次議會ニ外國為替管理法案ヲ提出スル豫定ニ	「更ニ嚴重ナル取締ヲ為シ得ル灌限ヲ得置ク必要アリト認メ

151

150

ロンドン国際経済会議*

英 × 佛 \sim 暗送セ IJ

七尚津島ヨリ委員會ハ懸案整理問題解決ノ緊要ナ 貨安定ノ諸條件通商自由恢復ノ諸條件及物價引上ノ方策 等ニ付詳述シ置キタ 事實及金融上ノ援助ヲ得ル 時期等ハ各國ノ決定スヘキモノナルコト復歸ハ金偏在ノ ニ論議ヲ集注スヘキコトヲ述ヘ更ニ金本位ニ關シ復歸ノ シー層困難ナルコト將來ノ IJ 金本位運行確保ノ要アル コト困難ナル爲戰爭直後ニ比 N コ コト ト通

六白耳義委員「フランキ」ハ金本位復歸ノ條件等ハ第 擇ニ決定セリ 當トスヘシト提案シ「フレイザー」之ヲ支持シ右提案採 案及國際資金設置案等ト共ニ財政分科會ニ囘附スルヲ適 會合ニテ充分論議セラレサリシヲ以テ今囘英國委員 ノ提 -----次

五獨逸委員「ボツセ」及「フオツケ」ハ貨物移動ノ自由恢 復ヲ主張シ千九百三十一年ニ於ケル資本流出ノ經驗ニ基 トテ短資ニ關スル協定ノ必要ニ言及ス 人爲的方策ヲ排シ金利引下ケ資金流通ノ圓滑ヲ期 キ各國ノ金本位復歸ヲ力説シ物價引上ノ必要ヲ認ム ス ĩ \sim シ モ

際資金設置等ヲ必要トスルコト等ヲ述 ラ

四佛委員「リスト」ハ諸國ノ金本位復歸迄ハ國際貿易ノ恢 替管理撤廢ヲ要シ之カ爲ニハ短期及長期債務 ヲ廢スル ス 復困難ナルモ金本位復歸ノ條件比率及時期ハ各國 ヘキ處ナルコト物價引上ケニハ異議無キモ人爲的ナル コト及資本並ニ貨物ノ移動自由恢復ノ爲ニハ爲 ノ整理及國 フ決定

三、米國委員「ウイリアムス」ハ英國委員ノ四條件ニ全然同 面ヨリ シテハ政府更迭ノ結果本年ハ戰債解決ト關税緩和ノ二方 開ノ爲ニハ各國ヨリ contribute スルノ要アル處米國ト 意ニシテ戰債解決迄ハ現狀改善ノ望少ナキコト及不況打 contribute スルノ望アルコト等ヲ述フ

對ナル事等ヲ述フル處アリ フレーション」ニ反對ナルト同時ニ物價下落ノ繼續ニ反リ運用宜シキ統制通貨ヲ勝レリトスル事及英國ハ「イン 本位ハ運用宜シキヲ得ハ最善ナルモ運用惡シキ金本位ヨ Ξ マ Ξ 7 ノ建直シ通商障害ノ廢止ノ四點ハ絕對ノ條件ナル事、 於テハ一般ニ現狀ニ於テハ金本位復歸ハ實行不能且好 ハ戰債問題ノ解決、通貨政策ニ關スル協定、 シカラストナシ居リ速急ノ復歸ハ危險ニシテ復歸ノ爲 ル 事、 各國 一八孤立的經濟主義ヲ改ムルノ要アル事英國 金融機構 金

銀賣出ニ付テハ本邦ハ賣出国ノ立場ニ在ラザル ヨリスレバ直接利害関係少ク右ニ関シ何等具体的希望又ハ銀賣出ニ付テハ本邦ハ賣出国ノ立場ニ在ラザルヲ以テ此奌 往電第一号未段ニ関 我が方対応につき回訓 国際経済会議準備委員会における銀問題への 本信冩送付先、 8年1月 9 2 H 在波蘭公使、 沢田連盟事 本 省 事務局長宛(電報)へ臣より 1月9日後7時30分発 在英津島財務官 ハ 銀 河合津島兩委員ヨ 第一號

第二號

70

昭

和

体的考案提出ノ御希望又ハ特殊ノ意見陳述ノ処要アラ 会合ニ於テ審議セラルヘキ処右ニ関シ本邦トシテ何等具

ハ

注目すべき点について

国際経済会議準備委員会の一般討議における

面示相成度

N

コト並ニ銀賣出方法ヲ改善スルコト

ノニ奌ニ付第二囬

71

昭和8年1月

11

日

内田外務大臣宛(電報)沢田連盟事務局長より

IJ ジュ 本 ネ 1 省 ヴ 1月11日後発 1月12日前着

リタルカ其中注意ス可キ點左ノ通 準備委員會ハ九日午前開催九、 十兩日 ヲ以テ一般討議ヲ了

一、劈頭議長ヨリ客年十一月組織委員會ニ於ケル 限ヲ受ク可キモノニアラスト思惟スル旨述ヘタリ 述へ政府ノ參考ニ供スルモノナレハ討議ノ範圍ハ 述へ米伊委員ハ委員會ハ専門家ト デヴイス」ノ發言ヲ引證シ右ハ戰債問題ヲ除外 ヲ以テ之カ論議ヲ避ク可キモノニアラスト思惟スル ルモノト解セラルルカ本問題カ政治上ノ困難ヲ伴フノ故 シテノ忌憚無キ意見ヲ フレ 七 何等制 ン マ 旨ヲ トス く

二次テ英國委員「レイスロス」ヨリ第一次會合後一般的ニ

意見ナキモ貿易上銀價ノ安定ヲ重視スルニ付銀

ノ賣出

價ニ急激ナル影響ヲ及ボサザル

コトヲ希望ス

ハ 事態改善ノ跡無ク之ヲ放任スル時ハ 一般的崩壞 ノ 危險

第一三號 式ニ臨御勅語ヲ賜ハル由仰出タサレタル旨ヲ述フ場所 就テ 委員會ノ報告書ヲ基礎トシ會議對策ノ考究ヲ遂ケ尚豫備的 期等ハ組織委員會ニ於テ政治的事情ヲ考慮ノ上適宜決定セ 準備委員會ノ任務 右ニテ豫告アリタル議題ヲ議了シタル 適當ニ參加招請ヲ爲スニ決ス(詳細略ス) 國際團體ヨリ會議參加希望ノ申出アリタル件ニ付協議シタ 旨ヲ述へ各國代表異議ナク之ニ決定、議長ハ英國皇帝開會 モ此ノ會議ヲ重要視シ世界經濟不況打開ノ對策ヲ樹立セント 熱心ハ勿論ナルカ特ニ米國委員ノ態度ニ徴シ次期米國政府 今囘ノ準備委員會ノ空氣ニ察シ英國政府ノ會議成功ニ對スル 交渉等モ開カルル見込ナリ ラル可ク其ノ時期ハ目下ノ處豫想困難ナルモ各國ト 往電第八號ニ關 カ一月壽府會合ノ決議ニ準シ各機關ノ重要性ヲ考慮シ夫々 トス次テ聯盟交通委員會、萬國議員商事會議ヲ初メ各種 席、 ルノ意嚮顯著ニシテ尚爾餘參加國モ亦同様ノ態度ヲ示セリ 「ジョー 昭和8年1月22日 ハ本邦側ニ於テモ正式會議並豫備交渉ニ對スル對策ヲ 先ツ開催期日ニ付議長ヨリ六月十二日ニ決定シタ 準備委員会の任務は終了し我が方においても ある旨意見具申 本会議および予備交渉へ ロジカル、ミユーデイアム」ノ新館ヲ當ツルコ 2 ハ差當リ終了シタル處倫敦本會議開催時 内田外務大臣宛(電報)沢田連盟事務局長より 本 の対応を考究する要 ジ ユ ネ 處米國代表ヨ ヴ 省 1 月 22 日 1月22日前発 米國提案ノ リ突然 モ準備 前着 (ハ) 倫 + 確メタル上ナラテハ本決議案ヲ「コ 之ヲ多トスルモノナルモ斯ノ如キ案件ハー應政府ノ意向 意見ヲ表明スル權限ヲ有セサル旨ヲ述ヘ伊國代表モ此 提案ニ關シテハ議長ニ於テモ稍々當惑ノ色ヲ示シ本件ニ關 73 キ 考究準備ス リ本使ハ本案ハ有益ナルヤモ知レス又其ノ動機ニ對シテ 大使トシテ之ニ對シ直ニ贊否ヲ述フル位置ニ非スト述ヘタ シテハ未タ閣僚ト相談ノ遑無ク從テ英國政府トシテ贊否ノ 的ヲ以テ組織委員會トシテ一種ノ決議ヲ爲サン 廿九日經濟會議組織委員會ヲ外務省ニ於テ開催、 ル旨ヲ述ヘタリ モ差支無ク且會議ノ成功ヲ期スル爲必要ナリト應酬セ ニ對シ疑問ヲ述ヘタルモ「デヴイス」ハ此ノ種決議ヲ爲ス ナルカ獨逸代表ハ組織委員會トシテ此ノ種決議ヲ爲スコト 往電第一七九號ニ關 第一八三號 ン」議長日、 モ右不取敢禀申ス 昭和8年4月29日 定および米国代表よりの関税休戦提案について 国際経済会議組織委員会における開催期日決 別電一 ル 佛 _ ノ要有 獨、 関税休戦に関する米国第二提案 四月二十九日発在英国松平大使より 関税休戦に関する米国第一 四月二十八日発在英国松平大使より内田外務 大臣宛第一八五号 大臣宛第一八四号 2 N 伊、 ヲ痛感セリ委細書面ヲ以テ報告ス可 内田外務大臣宛(電報) 在英国松平大使より 白各大使諾威公使及「デヴイス」 本 П ンド ムミ 省 **、**ット」ス $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ 提案 4月30日後着 4月29日後発 ト N ス 内田外務 N 能 サ ノ際 イモ リ モ ハ サ ヲ ハ 本) 154

ス

72

國關稅休戰提議採用ノ必要ヲ承認シ且今日ヨリ本會議開催 第二提案ハ ナリト 第一ハ別電第一八四號ノ如ク關稅休戰ニ關スル 説明ヲモ諒トシ議長初メ各國代表共異議ナク之ヲ可決セリ 爲スコトニモアリ各國ニ少シモ早ク之ヲ知ラシムル方便利 豫告ヲ事務總長ヨリ會議招請國ニ對スル書翰中ニ記載シテ 二個ノ提案アリ ニ至ル迄ノ 各國ニ豫メ知ラシムルコト 認メ尚又世界輿論教育上ノ效果アリトノ米國代表ノ 別電第一八五號ノ如ク前記第一提案ニ示セル 期間ニ於テ通商障碍ト ヲ提議シタル處右ハ ナル手段ヲ執ル 單ニ豫告ヲ ヲ防ク目 米

> 申シ其ノ意向ヲ確メタル上議長ニ通告シ議長ハ其ノ結果ヲ 本件ハ結局議長ノ提議ニ依リ各代表ヨリ其ノ本國政府 三上

敦

N

出

三 ロンドン国際経済会議

全部極秘ニスルコトニ申合セタルヲ以テ我方ヨリ絶對外部

ニ漏レサル様特ニ御配慮相成度シ

右米國第二提案ニ關シテハ昨今英國政府ニ於ケル關税引上

155

待チ適當ナル時期ニ更ニ會合ヲ開ク可キコトニ決定セリ但

シ右米國第二提案ノ提出及其ノ處理ニ關スル

協議ノ模様ハ

處右ハ 1 ハ既ニ諸般ノ手續ヲ了シ数日中ニ公布ノ手筈ト (昭和七年九月八日官報参照)ニ豫測セラレタル所ナル ミナラズ事実上專ラ満洲ヨリ朝鮮ニ輸入セラル 昭和七年法律第三四號米穀法改正法律附則第五項 ナリ居ル ヽ粟ニ

(1粟関税率引上ニ関スル勅令案(百斤五十戔ヲ一円ト 賛成スルモ其ノ實施ヲ妨ゲラレズト諒解スルニ付為念右申 添置カレタシ ス

度尚近ク實施ニ決定シ居ル花記措置ニ付テハ前顯米國案ニ ヲ執リ得ルノ自由ヲ留保シ置キ度キニ付右ニ御承知置相成 執リタル場合我方ニ於テモ之ニ對應シ適當ト思考スル行動 英印間懸案ノ現状ニ鑑ミ諸外國ニ於テ同案ニ反スル行動ヲ 尤モ右ニ関シテハ本件提案直後ノ貴任國関税引上頻出及日

從フ限リ之ヲ遵守スル考ナルニ付右趣旨ノ決議ガ成立スル

様取計ハレ度シ ハ我方ノ希望スル所ニシテ主要利害関係國ガ同案ノ趣旨ニ

the Conference a tariff truce the provisions of which (欄外記入) 米國第二提案ノ如ク各國カ直ニ通商障碍ノ増加ヲ 貴電第一八三號末尾ニ関シ 第八五號(至急)

IF.

ム

ル事

recognizes the urgency of adopting at the beginning of

本 省

5月6日後6時10分発

to surmount these obstacles ; the Committee firmly The Committee, further convinced that immediate One of the main motives

with the spirit of this objective

Ŀ. which brings the Governments together in conference international commerce. increase the many varieties of difficulties now arresting conference to abstain from all initiatives which might urges all Governments which will participate in the intervene before the conference, urges all Governments during the period that will action for this purpose is of great importance, strongly to act in conformity

shall be laid down by common agreement.

(別電二)

ロンド Ý 4月29日後発

No 185

(strictly confidential)

and paralyze international trade be not intensified measures of all kinds which at the present time misdirect the successful conclusion of the Conference that the Economic Conference, convinced that it is essential for The Organizing Committee of the Monetary and

本

省

4月30日前着 4月28日後発

ロンドン

(別電一)

本電別電ト共ニ米、

佛

獨、

伊ニ轉電セリ

No

184

against the importation of goods which would give restrictions or enhancing any existing restrictions upward modification in tariff rates, imposing any new of that truce from creating or making any material that all governments should refrain during the period understanding to be carried out in good faith providing American delegation to join in an agreement or an Conference all the governments will be asked by the Upon the convocation of the World Economic

Matsudaira.

分各方面ニ亘リ愼重考慮スルヲ要スル問題ナルヲ以テ津島 計畫等ニ鑑ミ我方ニ取リ有利ナル案カト思考セラル リ本件ニ ルモ 何 with foreign producers. domestic producers an aditional advantage as compared

156

財務官トモ相談ノ上前顯ノ通リ意見表明シ置キタ

關スル政府ノ御意向至急何分ノ儀御囘電アリタシ

export industries, nor any discriminatory trade methods, direct or indirect subventions in the expansion of their nor any additional measures to promote dumping etc, governments should agree to introduce no additional Further more, this truce would provide that the Matsudaira

本 省 4月30日前着

74

昭和8年5月6

日

在英国松平大使宛(電報)内田外務大臣より

関税休戦提案に対する我が方対応振りにつき訓令

對ス
n
N
課
税
ナ
IJ

(『近ク外國舩輸入ニ付許可制度ヲ實施スル豫定ナル処右 秀舩ノ輸入ハ制限セザル方針ナリ 右許可制度ハ解体用舩舶ニハ適用ナク右制度實施後モ優 上必要ナル措置ニシテ新ニ計画セラレタルモノニ非ズ且 計画(昭和七年九月二十七日官報逓信省告示参照)遂行 舩腹過剰緩和及舩質改善ヲ目的トスル客年ヨリ實施中ノ ハ

尚近ク関東洲及満鉄附属地ニ於テモ外國為替管理法ニ 以テ米國案ト抵觸スルモノニ非ズ為念申添フ ル取締勅令ヲ施行スル豫定ナルモ右取締ハ本邦ニ於ケル ト同様外國貿易殊ニ輸入貿易ニハ何等制限ヲ加ヘザ 一準ズ Ň ヲ モ

× 佛、 独 伊各大使及ビ聯盟事務局長へ転電ア Ŋ. タ シ

(欄外記入)

蔵、 農、商、 逓 拓 ト協議済

75 昭和8年5月8 日 内在 |田外務大臣宛(電報) |英国松平大使より

関税休戦提案に対する各国の対応について

第二一〇號

本

省 $\boldsymbol{\nu}$

5月9日後着 5月8日後発

158

ンド

貴電第八五號ニ關 $\tilde{\boldsymbol{y}}$

付本使ハ聯盟理事會ニ「レコメンド」スル如キコトハ二重 何 思考ス自分ノ考ニテハ過日獨逸大使ノ注意モアリタルニ付 對抗策ニ關シ留保ヲ爲ス意向ノ如キモ右案ヲ面白 ネタル處伊國ハ無條件ニ米案ニ同意シ獨モ亦同意ヲ表シ居 考シ五月八日「デビス」ニ會見シ先ツ貴電ノ趣旨ヲ内話 英國外相ニ通報スル前他國ノ態度ヲ探 第 ル ルカ佛國ハ組織委員會ヨリ聯盟理事會ニ「レコ タル處同人ハ我方ノ態度ヲ喜ヒ居リタリ尚他國ノ態度ヲ尋 ノ手續ニテ我方トシテハ同意スル能ハサル シ然ル上ニテ日本側ニモ其結果ヲ通報スヘシト述ヘタル ル形ニ修正スルノ希望ヲ有シ尙爲替下落ニ對スル相當ナ トカ原案ノ文句ヲ變更シ今日之ヨリ英國側當局ト話ヲ爲 ハ之ヨリ英國側ニ通報スル積リナルカ貴電第八五號後段 處「デ」モ全然同感ノ意ヲ表シ居リタリ貴電御訓令ノ次 三點ハ當然決議ノ 趣旨ニ反スル モ N) コト ニアラサ ヘキ旨ヲ述 然 メンド」 ス ル カラスト \sim ルニ付 シ ヘタ ٢ Ξ N Ŷ 思

三 ロンドン国際経済会議

五

第二四 一、貴電第八五號米第二提案ニ對シ帝國政府 白カラサルニ付此點ハ必要アラハナルヘクアツサリ話スニルニ便宜ヲ與フルカ如キ結果ヲ招致スルコトトナリテハ面 シ英國側ノ既定計畫(假ニアリトセハ)除外ヲ主張セシム ヘキカト思考スルニ付右豫メ御含置ヲ請 止メ之ヲ留保ノ形式ト爲ササルコト本案成立ニ好都合ナ (「デ」モ此點諒解シ何等異議ナシ)却テ正式ニ之ヲ提出 月九日「ウエ 傳達方申入レタル處「ウ」 ニ貴電御申越シノ次第全部ニ亘リ詳細ニ話シ外務大臣ニ 和8年5月9 談について 関税休戦問題等に関する英国外務次官との会 號 獨、 伊、 ルズレイ」ニ 會見シ 聯盟局長へ 日 内田外務大臣宛(電報) 在英国松平大使より 、轉電セ ハ日本政府ハ他國カ同意スル 本 ンドン 1] 省 7 ハ贊成ナル 5 月 10 5月9日後発 Η 前着 旨並 N 如 タ 通過ヲ支持スル積ナリト答へ置キタリ次テ「ウ」ハ獨逸 N 對シテ日本カ獨リ拘束ヲ受ケサル事ハ勿論萬一右決議違 N ハ ハ ハ ヘキカト思ハル 國中不贊成ヲ稱フルモノ有ラハ本案ハ成立セサルニ至ル 反ノ行動ニ出ツル國有ラハ之ニ對シ適當ノ對抗策ヲ講ス ナリヤト質シタルニ付本使ハ本件決議ニ加ハラサル國ニ ヲ稱フ場合ニハ日本ハ獨逸ニ對シテハ義務ヲ頁ハサル儀 ル テ之ニ從フ限リ我方ニ於テモ遵守スル意味ナル旨説明セ ハ招請國全部ノ同意ヲ必要トスル次第ニ非ス主要國ニ於 事ヲ條件トシテ贊成スル次第ナリヤト尋ネタ 旨語レ + ルヲ以テ本使ハ聯盟理事會ニ い態度ニ關シ 不審ノ面持ニテ或ハ其ノ後變化シタルモノカト思考ス 昨日獨逸ハ同意ノ趣語リ居リタリト述ヘタルニ「ウ」 反對ナリト承知スル旨述ヘタルニ付本使ハ ニ「ウ」ハ例ヘハ假ニ獨逸ノ如キ一國カ該案ニ不同意 ノ自由ヲ留保スル事勿論ナリ但シ若シ組織委員會參加 ハ反對ナリト リ(右ノ次第ニ付獨逸ノ態度ハ未タ判明 ウ ルカ日本政府ハ本案ノ趣旨ニ贊シ米案ノ 言ヒタルニ「ウ」 ハ 「デ」ノ話ト同様ノコトヲ述へ 「レコメンド」スル ハ純理論ト 「デビス」 ルニ付本使 ・シテ

76

昭

×

ハ 佛 案ノ

セス)

(ニ之ニ對スル日本政府 (ニ之ニ對スル日本政府 (シート) (副側當局ト相談/ (一) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三	77 昭和8年5月10日 在英国松平大使より内田外務大臣 「第二一九号 「「「「「「「」」」」」 「「」」」」 「」」」 「「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」 「	案正シカルヘキモ實際上ハ不便アルヘシト述へタリ依テ本使、從來ノ聯盟ノ會議ニ徴シテ見ルモー々理事會ニ「レコメンド」スルカ如キハ徒ニ手續ヲ煩難ニスルノミニシテ何等ノ實益無カルヘシトテ極力反對シ置キタリ栗開稅ノコトニ關シテハ例外ヲ主張セラルル次第ナリヤト購稅ノコトニ開シテハ何等ノ利害関係ナキコトニ属シ從テ本決議ノ趣旨ニ反スルモノニ非ス旁日本政府トシテハ化ノ際ハ態々通報スル程ノコトニ非マ労日本政府トシテハニ、「レコメンド」スルカ如キハ従王、一個人参加諸國ニ於テハ何等ノ利害関係ナキコトニ属シ從テ本決議ノ趣旨ニ反スルモノト記メ居リル、常子リヤト輸入問題及爲替管理問題ニ付「ウ」ハ今囘ノ提議カ主トシテハ「リタリ(以上極秘) リタリ(以上極秘) リタリ(以上極秘) リタリ(以上極秘) ビリアンテノ主張、自分、承知セスト語 なん、日經濟會議開催前特ニ通商ニ關スル各國問ノ 感情緩和ヲ必要トスル等ノ趣旨ニモ反(スル)旨ヲ説キ
	ノ意響ヲ承知シ度旨並本件審議ノ爲明十一日午後三時外務 省ニ於テ組織委員會ヲ開催シ度旨申越シタリ前記修正案ニ 對シテハ其ノ儘贊成シ然ル可シト思考スルモ爲念大至急何 分ノ儀御囘電アリ度シ 本電別電ト共ニ米、佛、獨、伊、壽府へ轉電セリ (別 電) (別 電) (別 電) (別 電) (No. 219 (Urgent) "The Governments of, ********************************	(************************************

本 省 5月12日前着	ロンドン 5月11日後発	の担当者に確認について	関税休戦新修正案に関する不明点につき米英	7. 昭和8年5月11日 内田外務大臣宛(電報)		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	局長へ転電アリタシ	本電貴電第二二五號ト共ニ米、佛、独、伊、壽府聨盟事務	差支ナシ	尤モ前記ノ点以外ニ付テハ貴電第二二五號ノ通リ取計ハレ	レンダム」ニテ署名セラレ度シ	ル場合ニハー應請訓セラレ度ク其ノ遑ナキ時ハ「アドレフェ	度若シ法律上拘束力ヲ有スルモノニ署名ヲスル事トナリタ	アルニ付前記字句ヲ削除シ勧告的決議トナル様御配慮相成	間ノ國際約定ナル如ク思考セラルル虜往電第九四號ノ次第	字ヲ採用シ脱退ノ規定迠モ挿入シアル為組織委貟會参加國	尚新修正案ニハ themselves agree 及ビ agreement ナル文	リ度シ
ヲ說明シタル處「マ」ハ決議案ハ單ニ普通ノ決議案トシテ	ルニ過キサル旨述ヘタルニ付「マ」ニ對シ詳細我方ノ立場(3	ス」ハ右修正ハ英國側ノ希望ニ基キ米側ニテ贊意ヲ表シタ	『アグリーメント」ノ形式ヲ避クルコトニ關シテハ「デビ	ヘタリ	ルモ該條項中ニハ我方懸念ノ如キ意味ハ這入リ居ラスト述	モ英國側ニテハ之ニ對シ異存ヲ唱ヘサル積リナリ何レニス	低落ニ對スル對抗策(脱)見テ留保ヲ爲スヤモ知レサレト	シテ爲替ノ問題トハ何等關係無シ尤モ佛國側ニ於テハ爲替	低落ヲ防ク爲一部ヲ廢棄スルカ如キコトヲ意味スルモノニ	意味シ例へハ護謨ノ貯藏餘リニ多量ニ上ル場合其ノ價格ノ	トヲ目的トスルモノニシテ製産又ハ輸出制限ノ如キ措置ヲ	ゼイ」ニ面會質シタル處右ハ單ニ物品ノ價格ヲ維持スルコ	ト述ヘタルニ付更ニ本件主任タル英國外務次官補「マウン	對スル新税又ハ増税トハ全然關係無キモノト了解シ居レリ	側ノ主張ニ依リ之ヲ挿入シタルモノナルカ右ハ爲替低落ニ	關シ早速英米側ト話合ヒタル處「デビス」ハ本條項ハ英國	貴電第九五號前段ノ件ハ「サブ、セクション」二ナリ右ニ	第二二七號(大至急)

三 ロンドン国際経済会議

down by comming agreement. a tariff truce, the provisions of which shall be laid

one month's previous notice to the Conference might increase the many varieties of difficulties now of the Conference, adopt any new initiatives which not, before the 12th of June nor during the proceedings ticipating in the Conference to agree, that they will agreement at any time after July 31st, 1933 on giving arresting international commerce, subject to the provis agree, and strongly urge all other Governments parthat immediate action is of great importance themselves (ions) that they retain the right to withdraw from this "The said Governments, being further convinced

Preparatory Commission of Experts 11 of the Draft Annotated Agenda submitted by the 1933) would not be in conflict with this Resolution. with the considerations set out in Part 1 B Sub-Section ⁽²⁾ It is understood that action taken in accordance (C 48. M. 18.

One of the main motives which brings the govern-

ments together in Conference is to hurl out the obstacles of this objective." at the Conference to act in conformity with the spirit ments therefore urge all other Governments represented to international trade above referred to ; the said Govern-

162

Matsudaira.

78 昭和8年5月11 日 在英国松平大使宛(電報)内田外務大臣より

関税休戦に関する新修正案中の不明点確認方訓令

本 省 5月11日後6時10分発

貴電第二一八號ニ関 第九五號 大至急

付同税ノ新設乃至増率ヲ阻止シ得ルモノト 税ノ新設乃至増率ヲ認ムル事トナルニ於テハ賛成シ難キニ 御来示ノ妥協案ニハー、 ヤ不明ナルガ右ノ結果我方ノ重要視スル為替差額補償附加 號後段 part I B sub-section 11(議題案ニハ 11 ナク電報 ノ誤ト思考セラル)ニ適合スル行動ト 2 二不明ノ点アリ殊ニ貴電第二一九 ハ 如何ナル行動ナル ナル様御配慮ア

A 二里一號	ロンドン国際経済会議 81 「二付七月末日以後二付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上其ノ 二付七月末日ヲ限度トスト記セル次第ナリ) 月末日ヲ限度トスト記セル次第ナリ) 日末日ヲ限度トスト記セル次第ナリ) 第二人レタル結果佛國等ヨリ為替「ダンピング」税ニ関スル 度アリト思考セラルルニ付右ノ如キ形勢アラバ此ノ種ノ條 「通リ轉電アリタシ 4. 四和8年5月13日 本英国松平大使より 別電 五月十三日発在英国松平大使より 四和8年5月13日 本英国松平大使より 113日 本英国松平大使より 113日 本英国松平大使より 113日 二月十三日発在英国松平大使より 113日 二月十三日発在英国松平大使より 113日
補 大 ル 維 第 入 「 長 一 往 ⁰ 第 償 ナ コ 持 ニ ル エ 始 十 電 ニ	81 昭和8年5月13日 在英国松平大使より 費電ノ通リ轉電アリタシ り 「現税休戦案に我が方等はアド・レファレンダ 人に署名し同案が可決された経緯について 41 昭和8年5月13日 在英国松平大使より 調ジタルガ如キ感ヲ与フル事ト為ラザル様御配慮相成 の田外務大臣宛(電報) 41 昭和8年5月13日 在英国松平大使より 第11日 本英国松平大使より 41 の田外務大臣宛(電報)
大 ル 維 第 入 「 長 往 ⁽¹⁾ 第 ナ コ 持 ニ ル エ 始 十 電 ニ	81 市村七月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上 二付七月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上 二人レタル結果佛國等ヨリ為替「ダンピング」税 三入レタル結果佛國等ヨリ為替「ダンピング」税 記入スル程度ニ止メ我方ニ族テ為替「ダンピング」税 記入スル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税 記入スル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税 記入スル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税 記入スル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税 記入スル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税 記入スル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税 記入スル程度ニュノカリト 貴電ノ通リ轉電アリタシ (13日 内田外務大臣宛(電報)
ル 維 第 入 「 長 一 往 ⁽¹⁾ 第 コ 持 二 ル エ 始 十 電 二	81 昭和8年5月13日 在英国松平大使より 貴電ノ通リ轉電アリタシ 、 いたのの人気 81 昭和8年5月13日 在英国松平大使より 21 昭和8年5月13日 在英国松平大使より 21 昭和8年5月13日 在英国松平大使より
第入「長 (1) 注 ニ ル エ 始 十 電 二	- 行七月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上 方針ヲ再考スルノ要アリ之ガ為前記聲明案中ノ括弧内 方針ヲ再考スルノ要アリ之ガ為前記聲明案中ノ活弧内 方針ヲ再考スルノ要アリ之ガ為前記聲明案中ノ活弧内 来示ニヨレハ別段我方ニ実害ナキ様思考スルモ之ヲ決 来示ニヨレハ別段我方ニ実害ナキ様思考スルモ之ヲ決 アリト思考セラルルニ付右ノ如キ形勢アラバ此ノ種 夏アリト思考セラルルニ付右ノ如キ形勢アラバ此ノ種 記入スル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税ニ関 記入スル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税 記入スル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税 記入スル程度ニ止メ我方ニシン 事ト為ラザル様御配慮相成
入 「 長 一 往 ⁽¹⁾ 第 ル エ 始 十 電 二	通リ轉電アリタシ 通リ轉電アリタシ
。 「エリオツト」農務大臣同席) 長始メ日米佛、獨、伊、白、 一、十二日午後外務省ニ於テ組織 一、十二日午後外務省ニ於テ組織	ルガ如キ感ヲ与フル事ト為ラザル様御配慮相成ル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税切決議中ヨリ削除シ議事録中ニ各國代表聲明トト思考セラルルニ付右ノ如キ形勢アラバ此ノ種項ヲ同様決議中ニ挿入方要求スルノ勢ヲ順致スタル結果佛國等ヨリ為替「ダンピング」税ニ関ヲ同様決議中ニ指入方要求スルノ勢ヲ順致スタル結果佛國等ヨリ為替「ダンピング」税ニ関ヲによ我方ニ族テ為替「ダンピング」税ニ関リン別決議中ヨリ削除シ議事録中ニ各國代表聲明ト
● □ □ □ − 別 ・ 十二日午後外務省ニ於テ組織 ・ 中 ・ 十二日午後外務省ニ於テ組織 ・ ・ 日 二 一 號 二 開 シ	ル程度ニ止メ我方ニ於テ為替「ダンピング」税切決議中ヨリ削除シ議事録中ニ各國代表聲明トト思考セラルルニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上興ヲ同樣決議中ニ挿入方要求スルノ勢ヲ順致スタル結果佛國等ヨリ為替「ダンピング」税ニ関ヲ同樣決議中ニ挿入方要求スルノ勢ヲ順致スリ決議中ヨリ削除シ議事録中ニ各國代表聲明ト
	切決議中ヨリ削除シ議事録中ニ各國代表聲明トト思考セラルルニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上書レハ別段我方ニ実害ナキ様思考スルノ勢ヲ順致スタル結果佛國等ヨリ為替「ダンピング」税ニ関ヲ同様決議中ニ挿入方要求スルノ勢ヲ順致ス月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上
往電第二三〇號ニ關	ト思考セラルルニ付右ノ如キ形勢アラバ此ノ種ノ項ヲ同様決議中ニ挿入方要求スルノ勢ヲ順致スルー要アリ之ガ為前記聲明案中ノ括弧内ニ冉考スルノ要アリ之ガ為前記聲明案中ノ括弧内ニ冉考スルノ要アリ之ガ為前記聲明案中ノ括弧内ニ月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上其月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上其
	項ヲ同樣決議中ニ挿入方要求スルノ勢ヲ順致スルタル結果佛國等ヨリ為替「ダンピング」税ニ関スヲレハ別段我方ニ実害ナキ様思考スルモ之ヲ決議ヲレハ別段我方ニ実害ナキ様思考スルモ之ヲ決議リ、 日末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上其 月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上其
F	レタル結果佛國等ヨリ為替「ダンピング」税ニ関スニヨレハ別段我方ニ実害ナキ様思考スルモ之ヲ決議米妥協案中ノ It is understood ニ始マル留保條項ハヲ再考スルノ要アリ之ガ為前記聲明案中ノ括弧内ニヲ再考スルノモアリンガ為前記聲明案中ノ括弧内ニヲ再考スルノモノテン倫敦會議ノ成果ヲ見タル上其
~ 本	ニヨレハ別段我方ニ実害ナキ様思考スルモ之ヲ決議キヲ限度トスト記セル次第ナリ)日ヲ限度トスト記セル次第ナリ)日ヲ限度トスト記セル次第ナリ)
T ロンド	米妥協案中ノ It is understood ニ始マル留保條項ハ日ヲ限度トスト記セル次第ナリ) ヲ再考スルノ要アリ之ガ為前記聲明案中ノ括弧内ニ 七月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上其
四月日本	日ヲ限度トスト記セル次第ナリ)ヲ再考スルノ要アリ之ガ為前記聲明案中ノ括弧内ニセ月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上其
臣宛第二三四号	ヲ再考スルノ要アリ之ガ為前記聲明案中ノ括弧内ニ七月末日以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上其
こ 二 五月十三日発在英国松平大使より	以後ニ付テハ倫敦會議ノ成果ヲ見タル上其
ーショーニーには愛い、リマーンテントク我方トシテハ印、支等本邦ノ主要貿易國ノ	ファレンダムに署名方訓令
トンテハ印、支等本耶ノ主	アレンダムこ署名方訓令
處	同案がそのまま採択される場合にはアド・レ
拘束力アルガ如キ感ヲ与フルヲ以テ之ヲ削除ス	関税休戦新修正案が法律的拘束力を持つ以上
ニ記入セシメ置カレ度シ(英米妥協案ノ脱退規定ハ法律	8
ハ「アドレフェレンダ	
立セズ英米妥協案ノ儘採擇	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
ト致度ク(右何レニ依ルモ御裁可ノ問題發生セズ)	米、佛、壽府聯盟へ轉電セリ
了承セリ」ト云フガ如キモノトナシタル	考ス御考量ヲ請フ
∞ │ ヲ増加スル措置ヲ執ラザル意図ヲ有スル	如ク只署名セサル形式ニ依ルコト却テ好都合ナラスヤト思
✓ 末日以後ニ及ブドハ七月末日ヲ限度ト	ヲ弱クシ過キルヨリハ本修正案ヲ其ノ儘トシ「マ」ノ言ノ
☆ │ 員會参加國代表者ガ其ノ政府ハ倫敦會議終了迠(但シ	右ノ次第ニ付テハ我方ノ利益ヨリ見テ餘リニ本決議ノ意味
織委員會参加國ノ部分ニ就テハ例ヘバ	ノ旨答へ置キタリ
- トナル様御盡力相成度右	承諾スルカ如キコトニナルヤモ計ラレス此點政府ニ請訓中
♪ ┃ 五號ノ問題ノ字句ヲ削除シ最初ノ米國案ノ	ヲ希望スルモ場合ニ依リテハ「アドレフアレンダム」ニテ
- 國ヲ法律上拘策スルモノノ如ク思考セラル	ナリシヲ以テ本使ハ成ルヘク urge スル形式ニ止メンコト
∽│新修正案ハ署名ヲ要セザル決議案トス	付此ノ儘ニ同意セラレンコトヲ希望スル次第ナリトノコト
- 貴電第二二七號ニ関シ	非ス又署名スル意思モ無ク其ノ意味極メテ輕キモノナルニ
 一 第九七號 大至急 	通過セシムルコトヲ目的トシ何等特別ノ文書ヲ作ル次第ニ

β Simon to consider the proposal for instituting (Committee #) The Organising Commitee of the Conference which is this afternoon under the chairmanship of Sir John Economical Conference met at the Foreign Office "Tariff truce" in relation to the impending World to meet in London on Monetary and June

167

Communique

No. 232

> 本 省

> > 5月13日後着

 $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ ř $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ 5 月 713日前発

(別電 \Box

本電別電ト -共ニ米、 佛 獨、 伊、 巴聯 $\overline{}$ 轉電 七

IJ

第 ナ 通過ノ見込ナキニ付本使ハナルヘク勸告ノ形式ニ依ラシム ル ニ反對シ居リタル 權限ヲ有セ テ已ムヲ得ス Э リ御諒承ヲ請フ トニ努力 ス ア シタ ト 1 ŕ N ノミナラス英米側トノ話合ヒ 理由ニ依リ米國原案ノ Æ 各國ノ レフア レン 贊助ヲ得ル ダム」ニテ同意シタ ニ至ラサリシヲ以 「フオ ノ結果到底 1 3 ユラ」 ル 次

態ヲ攻究スヘキコト

生シタ

'n

場合ニ於テハ議長ニ於テ組織委員會ヲ召集シテ事

ト爲スコト又伊國ノ主張ヲ緩和スル

爲

二、尚貴電第九五號修正案「組織委員會ヲ云々」ニ關 元來獨逸等ハ ヲ公表ス N コト 組織委員會ハ關稅休日ニ關シ何等決定ヲナ ニ打合セ散會 七 1) 2 テ スハ

開キ右 以下ノ 附シ速ニ其贊同ヲ求ムルコトニ纒リタルヲ以テ正式討議ヲ 巨議長 タ ŀ -ナシタル N 會議 外伊、 レフアレ 條項ハ決議ノ末尾ニ「ノート」ト 「ライ ハ本決議案ヲ ノ模様ニ關シ別電第二三二號 獨代表ハ今一應政府ニ相談スル 上我方カ「アド、 ンダム」ニテ同意シ本案ノ可決ヲ見タリ尙本 ン」ニ依リ議事ヲ進メタルカ It is understood プ П セ レフアレ べ N バ ジノ通 ・ンダ ル シテ附加ス Г г ト 意味ニ於テ ム」ニテ贊成シ 共ニ他國 ン Ξ ユ N ニケ」 、 ア 三送 コト

(二)⁽³⁾ 獨、 ニテ同 意 佛等ノ シ タ 留保、 ル コ ٢ 我方ニ於テ「アド、 ハ プ Ц 乜 べ N バ ル レフ Ξ 7 挿入 v ン ダ ス ム N コ L____

認ス 委員會ニ於テ議スルコトトスル一句ヲ挿入シタ ハ 爲替暴落 ムミツト 重テ我方ハ爲替下落ニ伴フ新税又ハ増税ハ政府ト N コト -」ヲ與フル趣旨ニアラスト言明セ 1 -能ハスト: 問題ニ付テモ議長カ要求セラル -述ヘタ ルニ英米ハ決シテ右ノ 1) ル ル場合ニハ ルニ付本使 如 シテ承 キ 組 _ ב 織

米諾其他! 説シ英代 次第ナル レン 同僚 サル 決議ニ 案! シ N 定ニ違反 N 同意ヲ爲スニハ國内法上ノ手續ヲ經サル ニテ贊成出來マシキ ノ形式トナスコト適當ナル 句ヲ原案ノ ヲ以テ如何ニモ法律上ノ拘束力ヲ有スル感ヲ呈シ之ニ對シ 述フ次イ 日 コトト 自由 本政府ハ自國 ダム」ニテ同意スルノ外ナシ尤モ若シ一國ニ於テ本協 言ヒタ 2 コト然ル 趣旨ニハ欣然贊意ヲ表スルモ 同意ヲ受クル 加 シ 日 |表ハ我方ニ同情ヲ表シ「アド、レ ナル テ本使 ヲ留保ス ハ カ新案ニ依レ ラシム 代表ハ字句ノ修正ヲ爲ストキ ルニ各國代表ハ右ハ當然ノコ 如ク urge 云々 ヘシト 本ノ利益ニ反スル ヘキヲ以テナルヘク本案ニテ進ミタキ旨 い政府ハ 民ノ ル ル上ニ於テモ法律的國際協定ノ形 コト コト 思考スルモ本提議ニ對シ如何ニシ ヤト述へ本使ハ多數ノ國ヲ勸誘シテ本 利益ヲ保護スルニ適當ノ方法ヲ講 ハ agree 云々ノ字句及脱退條項ア 勿論ナリ此點ハ 能ハサルニ於テハ 決議原案ニ對シテハ異存ナ ۲ ヘシト提言シタルカ之ニ對 ナシ「レコ 如キ行動ヲ採リタル ノナル 他國モ ٢ メンデイシ ハ更ニ根本カ崩 ヲ以テ agree ヘカラス素ヨリ 「アド、 ・フアレ ニシテ特ニ留保 同様ナ $\dot{\nu}$ 場合ニ ν ダ ト Э カ ・テモ -爲 サ ・ファ N 4 「 ヲ 力 ノ字 シ ど IJ ス 本 \sim N ル シ

> 憩ノ (--)? 表ヨ スル ラサル 揃 マ \sim 合ニ於ケル 處置ヲ採ル ハ ノ訓令ヲ受ケ居ル 著シク下落シタル 參加國ト本決議ニ 困難ナル 態ノ發生 タ ス 同 、必要ナカ ハ コト サ 獨代表ノ留保ニ付テハ別電第二三四號ノ通緊急事態發 上懇談シタル結果 リ意見ヲ述ヘル 議長ハ緊急ノ場合ニハ議長カ組織委員會ヲ召集シテ議 意シ難シト ルニ依リ本使ハ右ノ如キコトヲ決議中ニ入 Ň ヤ等ノ點ニ付疑義ヲ有スト語リ尙爲替下落ノ シタ ٢ カ ヘキ旨ヲ述ヘ又伊代表ハ本國政府ヨリ囘訓全部出 ・シ然ル 財政上ノ措置ニ關シ留保ヲ爲ササル ?政府 コトハ本決議ニ違反セサル N ヘシ ル場合ニ於テハ本決議ノ拘束ヲ受クル 述ヘタルニ英米モ亦之ヲ挿入スル ハ決議ノ趣旨ニハ異存ナキモ(組 加入セ ヘシトテ右提議ヲ退ケタリ更ニ其他 コトヲ述ヘ爲替ノ著シキ下落ヲ見タ 場合ニ於テハ關税休日モ其效果ナキ ٢ 處アリ議容易ニ纒マラサリシ處一 述 ヘタリ次テ獨代表 サル 國卜 ノ關係如何臼 コト い 國内 ヲ挿入スへ ヲ得ス N ____ E コト \mathcal{N} 威 織委員會 ノ緊急事 ,場合ノ Э コト ノ爲替 時休 · ヲ 好 キ旨 5 ニ至 ト ١ ル 場 代 Ξ 述 ハ

ヲ受付ケタル品目ニ関スルト否トヲ問ハズ右決議ニ違反	側ノ右関税引上迄モ容認スルモノナリトセバ各方面ノ経済
initiative ナルコトハ明白ニシテ五月十二日以前ニ申請	既ニ各國留保ニ依リ効力著シク弱メラレタル右決議カ英国
新ニ輸入税ヲ増加スルコトハ通商障碍ヲ増加スル new	成立シタル関税休日決議ノ容認スル所ニ非ズト思考セラル
(→当方ノ如ク豫メ諒解ヲ取付ケズシテ関税休戰決議成立後	居レリト答弁シタル趣ノ新聞報アル処右ハ組織委員會ニテ
面ヲ以テ英當局ニ申入レ其ノ反省ヲ促サレ度シ	留保スルコトニ付常ニ留意シ居リ既ニ各國トモ協議ヲ遂ゲ
関係アルモノト了解スル次第ニ付貴官ハ至急花記趣旨ヲ書	ニ於ケル日本織物ノ進出ノ問題ヲ別箇ニ処理シ得ル權利ヲ
根本精神ニ背致シ延テハ倫敦會議全般ノ成功ニモ至大ナル	ハ英国政府ハ関税休日中何時ニテモ英国竝ニ英帝國内各地
帝國政府ニ於テハ本件藏相ノ説明ハ後記ノ通リ関税休戰ノ	十五日ノ英国下院ニ於テ保守党議員ノ質問ニ対シ貿易局長
貴電第二四八號ニ関シ	第一〇七號
第一〇九號	本 省 5月17日後8時10分発
本 省 5月18日後8時30分発	議に矛盾する発言につき真相調査方訓令
発言につき抗議方訓令	英国下院における同国貿易局長の関税休戦決
関税休戦決議の根本精神に背馳する英国蔵相	8
83 昭和8年5月18日 在英国松平大使宛(電報)	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	Matsudaira,
儀回電アリ度シ	facts which has arisen.
定上ニモ悪影響ヲ及ボスノ虞アル処眞相御取調ノ上何分ノ	should reconsider the situation in the light of the new
會議ニ対スル熱意ヲ冷却セシメ將來ニ於ケル本邦側対策決	the Organising Committee in order that Committee
ment that was materially and adversely affected, summon	that action $\cdots$ in conflict with this resolution." $\checkmark$
then I, as Chairman, would, on the request of a govern-	末尾ノ―項ヲ其盡入ル"Note トシテ次ニ It is understood

169

一項ヲ small type ニテ挿入ス)

Certain explanations and qualifications were included in the Procès Verbal. The chairman was requested to communicate the above ressolution to the other Governments participating in the World Conference, together with a copy of the "Procès Verbal", inviting them to adhere to its terms without delay.

Matsudaira,

(別電二)

resolution which was unanimously approved :

"The Governments of the United Kingdom, Germany,

The Committee had before them the following

Italy by the Italian Ambassador Japan by the Japanese Ambassador Norway by the Norwegian Minister France by the French Chargé d' Affaires

United States of America by the American Ambassador

Germany by the German Ambassador

Belgium by the Belgian Ambassador

represented viz :

All the menbers of the Organising Committee were

12th under the presidency of Mr. Ramsay MacDonald.

本 省 5月13日後着ロンドン 5月13日前発

No. 234

ed on the Organising Committee ヨリ one month's previous notice to the Conference 迄同シ次ニ同電 Belgium, United States of America, France, Italy, Japan and Norway,(以下往電第二一九號 represent-

If during the currency of this resolution any unforseen emergency or critical situation arose which materially affected the operation and application of the resolution, then I, as Chairman, would, on the request of a government that was materially and adversely affected, summon

反スルノミナラス來ルヘキ經濟會議ニモ面白カラサル影響本當業者側ニ對スル打撃ハ勿論右ハ關稅休戰決議ノ本旨ニニニアフリタハ網陽秒ノ引山寛行ノ如キ専フランナ専ノ日	ト疑ナク假ニモ右答辯中カ日本ニ於ケル當業者ニ	▶ 二寸/ 雪克/ 身レニハーレル、みていラノスレニ答辯ハ單ニ五月十二日以前ニ關稅諮問委員會ニ申請 「有ニ省」/ 」員賞Ⅰ 同規指集ニブ骗プ目/ 調査ニ	♪ 上貴貳、司亟宣寺:大義大豆,義會:☆♪(十六日)不取敢加藤ヲシテ「マウンゼイ」	テハ當初當	- (	売 売 本 省 5月20日前着	ロンドン 5月19日後発	文をもっての抗議は差控えたい旨意見具申関税休戦決議問題に関し英国当局に対する公	85 昭和8年5月19日 内田外務大臣宛(電報)	<b>斑ハ意外呈遺憾トフハ丹ニシラ英国政府力國際経済會議 ―</b>	、京下山建成、、ノデュノーを国文手が図ると遅れていた国旗本文役ラスノ女ヨンモリングノノチン	客!と図透目が即そべ, ロニュ、アムドマレン湾會議ニ依リ各國協力シテ不況打開策ヲ講セン	思考 ス	トハ我方ノ確信スル所ニシテ又関係國政府モ我方ト同意	擇セラレタル決議ガ右英國側解釋ノ如キモノニ非ザルコ	『通商障碍ノ緩和乃至撤廢ヲ目的トシ其ノ第一歩トシテ採	ニ至ルヘシ	障碍ヲ新ニ設定シ又ハ計画セントスルノ機運ヲ助長スル	ノ諸國ヲシテ本決議加入前及經濟會議開會前ニ各種通商	ンド實效ナキモノタラシムルノミナラズ本決議ニ未加入	トヲ要ス)而シテ右見解採用ノ結果ハ本件決議ヲシテ殆	ハ當業者ノ政府ニ對スル陳情書提出モ亦右標準トスルコ	ヲ決スル標準ナリトセバ此種委員會ノ存置ナキ國ニ付テノ申請受付ヲ以テ「ニユー、イニシアチヴ」ナリヤ否ヤ	レバ公正ヲ失スルコトトナルベク(輸入税諮問委員會へ	モノニ付テモ関税引上等ヲ為シ差支ナキコトトスルニ非	リタル措置ハ勿論單ニ當業者ノ陳情アリタルニ過ギザル	ス若シ英國側解釋ヲ採用ストセバ苟クモ何等カノ計畫ア
86 昭和8年5月25日 内田外務大臣宛(電報) 171	米、壽府聯盟へ轉電シ佛、獨、伊へ暗送セリ差支ナキヤ	/ ヘレ&各ヘレ&身を力、またなテレレニー有效期間中關稅引上ヲ爲サシメサル様何等因薁ーラノ厚フォニフラン賞フーシラノ等	雒、トレ寶トキニアラス當方、シテ、婦公文ヲ以テ申入ルルコトハ却テ先方ノ疎	ルヘキカト思ハルル處此ノ際御來示ノ如	テハ増税可能ノ旨ヲ間接ニ述ヘタルモ言、奴ノ謬貨、質問ニ翼ミ五月1二日	義重ノ質哥ニ対ノ互手トニヨ府国電第一七二號及松山往電第三九號	IJ	書翰ノ形ニテ申出アラハ好都合ナリト述ヘタルヲ以テ翌十兎ニ角關係省タル商務省トモ相談ノ必要アルニ付非公式ニ	シキ事情ハ承知セサルモ御申出ノ事ハ至極尤ノ事ト思考スアルヘシトテ篤ト反省ヲ促サシメタル處「マ」ハ自分ハ委			<i>ب</i>	英へ轉電シ英ヲシテ壽府へ轉電佛独伊へ暗送セシメラレ度	上可然御取計相成度シ	ス様措置アリ度キ旨米当局へ申入方石井子爵トモ御協議ノ	考スル処米ヨリモ本邦側ト同趣旨ヲ以テ英國側ノ反省ヲ促	英國側見解ヲ非トスル本邦側解釋ニハ米國側モ同意見ト思	在英大使宛往電第一〇九号ニ関シ	第一二五號	本 省 5月18日後7時0分発	当局へ申し入れ方訓令	対英国抗議に米国の同調を得られるよう米国	84 昭和8年5月18日 在米国出淵大使宛(電報)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	貴電ノ通リ轉電及轉報アリタシ	同意セラレンコトヲ切望ス 17(	ノ成功ノ為メ本件決議ノ解釈ニ付再考ヲ加へ我方解釈ニ 0

	又ハ之ニ代ルヘキ有效ナル取極ニ加入セサル場合ニ執ル
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	ヲ受諾スルモノナルニ付本邦ノ主要貿易関係國カ本決議
發送ノ手續ヲ了セラレンコトヲ希望ス	三帝國政府ハ諸國政府カ本決議ニ加入スルコトヲ期待シ之
迄囘答ヲ遷延スルコトハ面白カラサルニ付成ルヘク速ニ右	議ノ受諾ニ依リ毫モ妨ケラレサルヘキコト
開催後トナリ關稅休戰問題カ實際討議セラルルカ如キ場合	帝國政府ニ於テ必要ト認ムル手段ヲ採用スルコトハ本決
事務總長宛トスルコト然ルヘシト思考ス何レニモセヨ會議	二、他國ニ於テ本決議ノ精神ニ違反スル措置ヲ執リタル場合
織委員會議長宛トスルコト然ルヘク然ラサルニ於テハ聯盟	ニ非サルコト
ス但シ會議開催前ノ日附ヲ以テ囘答ヲ送附シ得ルナラハ組	留保ニ基キ執ルヘキ措置ヲ豫メ受諾スル義務ヲ貧フモノ
御來示ノ如キ聲明又ハ留保ヲ附スルコトハ差支無シト思考	一、帝國政府ハ他ノ政府カ留保殊ニ貨幣價値ノ変動ニ関スル
貴電第一三九號ニ關シ	本決議ノ受諾ニ当リ右記帝国政府ノ解釋ヲ声明ス
第三一二號	第一四〇號
本 省 6月10日前着	本 省 6月8日後9時30分発
ロンドン 6月9日後発	(別 電)
方法について	
関税休戦決議に対する我が方留保声明の発表	トヲ適当トスベヤキニ付貴見回電アリ度シ
	議ニ於テ全權委員ヨリ聲明シ之ヲ議事錄ニ記載セシムルコ
38 昭和8年6月9日 在英国松平大使より	トスベキモノナリヤ或ハ又会議開催後トナルベキニ鑑ミ会
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	支ナキヤ又ハ右書翰ハ会議々長宛若ハ聨盟事務總長宛書翰
ヘキ措置ニ付テハ更ニ考慮スヘキコト	何等変更ヲ要スルコトアリテハ面白カラザルニ付右ニテ差
負會議長ニ宛テタル書翰中ニ之ヲ記載スル考ナル処上奏後	·····
右聲明ハ政府ノ承認ヲ得タル旨ヲ通告スル貴官ヨリ組織委	米ニ轉電シ英ニ郵送ス
ニ付テモ御裁可ヲ要スル事トナルヤニ思考セラル	ニ贊成スル旨ヲ述ヘ理事會ハ本決議案ヲ通過セリ
四〇号ノ趣旨トスル考ナリ)ヲ爲スベキ旨ヲ言明シ右聲明	定ニ反スル措置ト認メラレス組織委員會諒解ノ下ニ決議案
確ニスル爲ノ聲明(其ノ内容ハ確定セザルモ大体別電第一	其ノ手續中ノ法律案適用ノ結果タル關税措置ノ實施ハ右規
密院ニ提示スルト共ニ本決議承認ニ付テハ我方ノ態度ヲ明	ヲ表シ智恵古理事ハ議會ヲ通過セル法律及之ニ寄託中又ハ
リ輿論ノ刺戟セラレ居ル関係モアルヲ以テ各國ノ留保ヲ枢	ノ趣旨ノ決議案ヲ提出シ佛、伊、獨、諾威各理事之ニ贊成
容既ニ新聞紙ニ揭載セラレ居ル外諸國ノ関税引上頻発ニ依	鑑ミ會議參加國ノ全部カ右協定ニ參加センコトヲ切望スト
レンダム」ヲ解クノ方針ヲ以テ手續中ナル処各國ノ留保内	ニ參加スルコトハ會議繼續中平靜狀態ヲ保ツ爲必要ナルニ
組織委貟會決議ハ成ル可ク速ニ御裁可ヲ得「アド、レフェ	サルコトヲ決定シ居ルヲ祝シ出來得ル限リ多クノ政府カ之

87 昭和8年6月8日 在英国松平大使宛(電報)内田外務大臣より

国際経済会議参加国全てに対し関税休戦決議へ

の参加を求める決議案連盟理事会通過について 関税休戦決議に対し我が方留保声明の発表方

ジュネーヴ 省 5月26日前着 5月25日後発

本

第七〇號

米ニ定其ヲノ鑑ニサ 益ニ關スル障碍ヲ加重スルカ如キ凡ユル種類ノ措置ヲ執ラ 後理事會ハ八委員國政府カ會議前及其ノ開期中現時國際公 二十四日ノ理事會ニ於テ經濟會議諮問組織委員長ハ四月二 十九日及五月十二日倫敦ニ於ケル委員會ノ經過ヲ報告セル

法につき照会

別

電 六月八日発内田外務大臣より在英国松平大使 宛第一四〇号

右声明案

本 省 6月8日後8時40分発

第一三九號

三 ロンドン国際経済会議

=

休戦期間延長提議に対してはアド・レファレ 本会議開催早々に予想される米国からの関税 内田外務大臣宛(電報)ロンドン国際経済会議全権より 場ヲ薄弱ナラシムル惧大ナルニ付右ノ事情御了承相成リ樞 承認ヲ與ヘ得ル様御取計相成度シ リタル場合ニハ「アド、 密院等ノ關係ニ付テハ豫メ適宜御手配ノ上右ノ如キ提案ア レフエレンダム」トスルコト ナク

89

昭和8年6月12日

ンダムとすることなく承認すべき旨意見具申

ロンドン

本

省

6月13日前着 6月12日後発

90

昭和8年6月27日 在英国松平大使宛(電報)内田外務大臣より

関税休戦決議承認の裁可次第連盟事務総長に

第五號

今囘ノ會議劈頭ニ於テ米國側カ關稅休戰ヲ一定ノ相當永キ

期間延長セントスル提案ヲ爲スヘキ事略確實ナリト認メ

ラ

ル處元來關稅休戰カ我方ニ執リ極メテ望マシキコトナル

ル

通告方訓令

別 電 六月二十七日発内田外務大臣より在英国松平 大使宛第一六五号

右通告文案

本 省 6月27日後6 時30分発

就テハ「決議御裁可済」ノ電報アリ次第右通告方御取計ア 第一六四號至急 文案ノ通貴官ヨリ聨盟事務総長ニ對シ通告スルコト 会議ニ上程ノ筈)ナルガ御裁可ノ上ハ別電第一六五號通告 ニ関シテハ之ガ承認方目下手續中(本月二十八日枢密院本 貨幣及経済会議組織準備委員会ニ於テ採擇セラレ タル 卜 -致度 決議

ヲ脱セサルモノナルニ於テハ之ニ同意ヲ與フル方得策ナル レタルモノナラハ兎ニ角略同様ノモノニシテ御訓令ノ範圍 テ過般組織委員會ニ於テ採擇セラレタル決議ト著シク掛離 ク様仕向クル方願ハシキニ付テハ米國側新提案ノ内容ニシ ニモ鑑ミ之ヲ利用シテ我方全般ノ地歩ヲ成ルヘク有利ニ導

ヘク前囘ノ如ク我國內政上ノ手續ヲ理由トシテ關稅休戰ヲ

休戰ニ伴フ我方ノ利益ヲ失フニ止マラス會議ニ於ケル我立

「アド、

 $\nu$ 

フエレンダム」トシ承認ヲ留保スルコトハ關税

リタシ

尚通告済ノ際 ハ其ノ肯日附ト共ニ直ニ電報アリタ . シ

劎 電

六五號至急 本 省 6月27日後8時発

Sir 第一

12th, 1933 ad referendum by the Japanese Representative on May for the Monetary and Economic Conference, and accepted Governments represented on the Organizing Committee approval to the Resolution which was adopted by the Government, to inform you that they have accorded I have the honour, under instructions from my

following understanding : approval of the aforesaid Resolution is given on the structions from my Government, to state that their At the same time, I have the honour, under in-

> the aforesaid Resolution. made by such other Government with reference to other Government have taken or may take on the basis of the reservations which have been or may be any obligation to agree to any measures which any The approval by the Japanese Government of

ω. 2. adopt subsequently to May 12th, 1933 party to that Resolution or not, have adopted or may trade of Japan, which any other Government, whether such other measures as are detrimental to the foreign against any such increase in Customs duties or any may consider it necessary to take by way of defence the adoption on their part of any such steps as they the aforesaid Resolution shall in no way prejudice

right to adopt any such measures as they may consider the aforesaid Resolution shall in no way affect their Japan's vital national interests in case of emergency. it necessary to take for the purpose of safeguarding The approval by the Japanese Government of

1.

The Japanese Government shall not be under

12	カヽルガ如キ非常ノ場合ノミヲ指スモノニ非	本邦トシテハ各國ト協力シ出来得ル限リ通商障害ノ撤廢又
77	In case of emergency(緊急ノ場合ニ於テ)ハ必ズシモ國	貴電第九八號ニ関シ
	ルノ權利ニ毫モ影響ヲ及ボサザルベキコト」トナリ居リ	第一八號
	ノ緊切ナル利益ヲ保護スル爲必要ト認ムル一切ノ措置ヲ執	本 省 7月4日後8時40分発
	ノ第三項ハ「帝國政府ノ本決議承認ハ緊急ノ場合ニ於テ國	等につき訓令
	(但シ「留保ノ趣旨トシテ」留保項目ノミヲ上奏セリ)其	常手段」の解釈振りおよび同字句の削除不可
	保ハ日本文ニテ上奏御裁可ヲ得タルモノノ英譯文ナルガ	関税休戦決議への我が方留保中「非常時の非
	ヲ附シタル上決議ヲ承認スルコトトナレルモノナリ尚右留	
	面ト種々折衝ノ結果在英大使宛往電第一六五號ノ如キ留保	33 昭和8年7月4日 内田外務大臣より
	ニ反対ノ議論サヘモ一部ニ髙マリタル次第ナルガ関係各方	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	クルコトナシトノ理由ヲ以テ「アドレフェレンダム」解除	右二點當方心得迄ニ至急御囘電アリ度シ
	ヲ附セリ之ガ為メ本邦ハ本決議ニ参加スルモ何等實益ヲ受	シテ差支ナキャ
	行ヒ殊ニ印度ハ殆ンド其ノ加入ヲ無價値トスル程度ノ留保	保ヲ削除スルコト必要ナリト認メタル場合ニハ之ヲ撤囘
	ルモ本邦ト主要貿易関係ヲ有スル支那、印度ハ関税引上ヲ	利ナル條件ヲ除カシムル上ニ於テ我
	立後モ関税引上ヲ為シ居リ又其ノ後参加セル諸國ニ付テ見	二、會議ノ進展ニ伴ヒ各國共留保條件ヲ減スル方針ヲ採リ且
	本國及屬	常ノ場合トハ如何ナルコトヲ意味スル
	キハ別段ノ留保ヲ附スルコトナキモ決議自体ヲ自國ニ都合	除セシムル上ニ大ナル障碍トナルヘキニ付
	會決議ニ関シ各國ハ重大ナル留保ヲ附シ英國	シ强ヒテ之カ存置ヲ主張セハ
	言うこ トラルま リルノ 御耳矢 ノ	゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠
	愛印ノ實現ヲ汁ラントスル考ナルハ卸承印ノ通リナル	モ司シコトニテムヒテ斯ノ加キ留呆ヲ村スルノ要ナカルヘ
	安危ニカカル如キ場合ニ非常手段ヲ講シ得ルコトハ各國トシ得ヘシトノ非難ヲ受クヘキ惧アルノミナラス實際國家ノ	92 昭和8年6月3日 内田外務大臣宛(電報)
	保ヲ爲シ居ル當該國ハ非常ノ名ノ下ニ如何ナルコトヲモ爲	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	何ナル場合ヲ指スモノナリヤトノ質問起ルヘク斯ノ如キ留	第四十八号により通達された。
	ナリ從テ本件愈論議ノ際ニハ日本側ノ非常時ノ手段トハ如	斎藤内閣総理大臣より内田外務大臣宛公信内閣外甲
	通廿八日ノ經濟委員會ニテモ特ニ此ノ點ヲ説述シタル次第	編 注 本件上奏のとおり裁可については、六月二十八日付
	ク條件ヲ少クセシムルコトニアリト思考シ往電第九四號ノ	タリ
	話ヲ纒メタル趣ノ處關稅休戰ニ關スル政府ノ趣旨モ成ルヘ	六月二十八日午後六時内閣総務課ヨリ御裁可ズミノ電話アリ
	場合ニハ改メテ會議ヲ開催シテ相談ヲ爲スヘシトノコトニ	(欄外記入)
	種々臆測ヲ廻ラシ居リシカ結局「サイモン」ヨリ斯ノ如キ	
	シ他國委員ハ獨逸カ果シテ何ヲ意味スルヤ頗ル疑惑ヲ有シ	決議御裁可済
	組織委員會ニ於テ獨逸代表ヨリ同趣旨ノ提議アリタルニ際	第一六七號
	右留保中非常ノ場合ニ於ケル非常手段ニ付テハ五月十二日	本 省 6月28日後6時20分発
	英發大臣宛電報第三五三號ニ關シ	関税休戦決議の承認裁可について
	第九八號	9 昭和8年6月25日 在英国松平大使宛(電報)
	本 省 6月30日前着	
	ロンドン 6月30日前発	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
17	手段」の解釈および同字句の削除等につき請訓	Sir, the assurance of my highest consideration.
6	関税休戦決議への我が方留保中「非常時の非常	I avail myself of this occasion to renew to you,

ン国際経済	済会	議																													
	会議休会後の関税休戦決議の実効性につき英	95 昭和8年7月24日 ロンドン国際経済会議全権より		<b>پ</b>	國ノ本決議ニ對スル	ハ終了シタル次第ニアラザルニ付依然有效ノモノト思考ス	組織委員會採擇ノ関税休戦決議ハ経済會議休會スルモ會議	第二八號	本 省 7月19日後4時0分発	列国の態度調査回報方訓令	会議休会後の関税休戦決議の有効性に関する	94 昭和8年7月19日 ロンドン国際経済会議全権宛(電報)	認メ難キ品目ニ付テ迠関税引上ヲ為サントスルモノニア	解釈シ必ズシモ国ノ重大利益ニ影響ヲ及ボスモノナリト	ク表面ハ何等ノ留保ヲ為サズシテ實ハ決議ヲ頗ル勝手ニ	益ヲ保護スル為」ナルコトヲ要スルモノニシテ英国ノ如	(1本項留保ハ「緊急ノ場合ナルコト」及「国ノ緊切ナル利		コトハ面白カラザルニ付本件留保ニ付説明ノ要アル場合ニ	ルモノナリ然レ共此際外部ニ対シ米ノ関税引上等ヲ持出ス	ヲ挙グル方適当ト思考シタルコト等ノ事情モアリタルニ依	タルヲ以テ多數品目ヲ列挙センヨリモ寧ロ「緊急ノ場合」	ヲ拡大セントスルモ大ナル困難ニ遭遇スベシト思考セラレ	長スルコトアルヤニ思考セラレ其ノ場合我方ノ当初ノ留保	ノ列挙ヲ希望シ來ル虞アリ他方本決議ノ有効期間ハ多少延	第ナルガ斯クテハ御承知ノ通リ関係各省ヨリ同様各種品目	ニシテ右留保ノ代リニ米ノミニ付留保スル案モアリタル次	生ズルコトナキヲ保セザルノ事情ヲ顧慮シタルニ基クモノ	ニ於テモ米穀法第九條ニ基キ米ノ関税引上ヲ為スノ必要ヲ	場	例ヘバ暹羅等ニ於ケル米ノ作柄ニ依リ関税引上ヲ為スガ如
		話ノ儘電報ス)	(右米、佛増税ノ點ハ事實取調ヲ要スヘキモ不取敢首相談	事實消滅ニ歸セルモノト見得ヘキカ如シト語レル位ナリ	ラス曩ニ米國次テ佛國カ約ニ反シ増税シタルニ顧ミ決議ハ	テ實效覺束ナシ英國首相ハ石井ニ對シ留保澤山ナルノミナ	<b>效ナルハ勿論ナルヘキモ實際ニ於テハ各國ノ留保澤山ニシ</b>	經濟會議存續ノ建前ナル以上關稅休戰ハ公然解釋トシテ有	貴電第二八號ニ關シ	第一九二號	本 省 7月25日前着	ロンドン 7月24日後発国首相との会談について		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	度キ考ナリ	留保範囲ヲモ出来得ル限リ狹少ナラシメ其ノ実現ニ資シ	ノトナラン事ハ我方ノ希望スル處ナルニ付其ノ場合ニハ	スルガ如キ留保ヲ附スル事ナク右取極ガ眞ニ效果アルモ	改メテ留保ガ論議セラルル場合諸外國ニ於テ本決議ニ對	アル新取極ノ締結又ハ本決議ノ延長ニ關スル問題トシテ	ナルカ故我方留保撤囬ノ問題起ラス尤モ會議後ニモ適用	ザル次第ニシテ本決議自体モ會議ニ於テ最早既成ノモノ	ルニ付更メテ上奏御裁可ヲ得ザル限リ撤囘スルコト能ハ	議承認ノ條件トシ一体トシテ上奏御裁可ヲ経タルモノナ	將又貴電末段ノ本邦側留保削除ノ件ニ付テハ右留保ハ決	汎ナル留保ノ作用ヲ見ルコトナカルベシ	異レルヲ以テ実際問題トシテハ外國ノ危惧スルガ如キ廣	ノ趣旨ヲ以テ為念留保シタルモノニテ其ノ事情獨逸トハ	留保スル迠モナキコト乍ラ飽迠決議ニ忠実ナラントスル	(中本邦留保ハ緊急不測ノ場合ヲ豫想シ居ルモノニシテ特ニ	ラズ

三 ロンド